

第 6 回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和 7 年 6 月 1 6 日 (月)

場 所 市役所 4 階 4 0 3 集会室

議事日程

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について (申請件数 1 件)
- 議案第 2 号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について (申請件数 2 件)
- 議案第 3 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について (申請件数 1 件)
- 議案第 4 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について (申請件数 5 件)
- 報告第 1 号 農地法第 4 条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 2 件)
- 報告第 2 号 農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 2 件)

応召委員 (1 3 名)

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 1 番 | 荻野 光徳 | 2 番 | 乙幡 昇治 |
| 3 番 | 峰岸 豊 | 4 番 | 山田 伸一 |
| 5 番 | 比留間 望 | 6 番 | 宮崎 義憲 |
| 7 番 | 比留間孝明 | 8 番 | 大口 貴司 |
| 9 番 | 高橋 文雄 | 1 0 番 | 内野 一彦 |
| 1 1 番 | 中村眞由美 | 1 2 番 | 川口 広敏 |
| 1 3 番 | 加藤 武 | | |

職務のために出席 した者 (事務局)

事務局 長	鳥海 純子
事務局 次長	井上 ひとえ
事務局	辻 陸人

午後 3 時 5 9 分開会

議長
(加藤 武君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第6回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は全員でございます。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

異議なしと認め、6番宮崎義憲委員と12番川口広敏委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、1件の申請がございました。

譲渡人、譲受人及び土地の所在地、地積については記載のとおりで地目は畑で、権利の種類は所有権移転でございます。

譲受人は、隣接地で農業経営を行っている方で、今回の許可申請については、規模を拡大するもので、特に問題はないものと考えております。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。

それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

6番
(宮崎 義憲君)

本日、午後2時00分から土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、作付け準備中でした。

議長
(加藤 武君)

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。
譲受人については、現在、約 6,000 m²の農地で農業を行っており、農機具も複数所持されており、長男及び長男の妻と共に農業経営を行っているため、問題ないかと思われます。

以上のことから、議案第 1 号につきましては、承認してよろしいのではないかと思います。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

では、私から報告させていただきます。

申請番号 1 番の申請地につきまして、現地を確認しております。

問題はないと思われます。よろしく願いいたします。
他にございませんか。

御意見等ないようですので、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、承認をしたいと思います。

御異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございます。それでは議案第 1 号につきましては、承認することといたします。

次に、「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2 件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

議案第 2 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2 件ございます。

本件は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号 1 番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、令和 3 年 8 月 12 日に相続

議長
(加藤 武君)

し、前回調査は、令和4年6月15日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成27年10月28日に相続し、前回調査は、令和4年6月15日になります。

以上でございます。

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。

それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

6番
(宮崎 義憲君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①②は作付け準備中、③はナス、サカキが栽培されており、一部準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号2番の農地でございますが、①はキンモクセイ、②はナス、キウイ、梨、③は梨、④はトウモロコシ、⑤は作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、大口委員。

8番
(大口 貴司君)

申請番号1番の農地でございますが、現地を確認しております。肥培管理がされており、特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

はい、荻野委員。

1 番
(荻野 光徳君)

申請番号 2 番の農地でございますが、現地を確認しております。肥培管理がされており、特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。
御意見等ないようですので、議案第 2 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。
御異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第 2 号につきましては、証明書の発行をすることといたします。
次に、議案第 3 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1 件あります。
事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。
議案第 3 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、1 件申請がございました。
申請番号 1 番の農地につきまして、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和 7 年 1 月 16 日、申請人の父の死亡より、生産緑地法第 10 条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものでございます。
以上でございます。

議 長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。
それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

6 番
(宮崎 義憲君)

議案第 3 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1 件あります。
申請番号 1 番の農地でございますが、ネギ、スイカ、カ

議長
(加藤 武君)

ボチャが栽培されておりました。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。
以上のことから、議案第3号につきましては、承認して
よろしいのではないかと思います。

10番
(内野 一彦君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺いま
す。

はい、内野委員。

申請番号1番の農地でございますが、現地を確認してお
ります。肥培管理がされており、特に問題ありませんので、
よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

御意見等ないようですので、議案第3号「生産緑地に係
る農業の主たる従事者の証明願について」につきましては
は、証明書の発行をしたいと思います。

御異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第3号につきま
しては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用
集積計画の承認について」、5件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第4号、農地中間管理事業に係る農地利用集積計画
の承認について、東京都農地中間管理機構である一般社団
法人東京都農業会議から、農地中間管理事業の推進に関す
る法律第19条の2第1項の規定に基づき、農用地利用集
積計画策定の協力依頼が5件ございました。

申請番号1番、利用権を設定する者、利用権の設定を受
ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それ
ぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和7年8月1日

議 長
(加藤 武君)

から令和１７年７月３１日までの１０年間でございます。
権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

申請番号２番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和７年８月１日から令和１２年７月３１日までの５年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

申請番号３番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和７年８月１日から令和１７年７月３１日までの１０年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

申請番号４番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和７年８月１日から令和１７年７月３１日までの１０年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

申請番号５番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和７年８月１日から令和１２年７月３１日までの５年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

なお、申請番号１番から５番の利用権の設定を受ける者については、本市の認定農業者でございます。

以上でございます。

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告させていただきます。

それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

6 番
(宮崎 義憲君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」、5件あります。

申請番号1番の農地でございますが、作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号2番の農地でございますが、作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号3番の農地でございますが、作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号4番の農地でございますが、作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号5番の農地でございますが、作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号1番から5番の申請人は、同じ方で本市の認定農業者として農業経営を行っている方で、問題はないかと思われま

す。以上のことから、議案第4号につきましては、承認してよろしいかと思

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、川口委員。

12番
(川口 広敏君)

申請番号1番から5番の農地でございますが、現地を確認しております。

肥培管理がされており、貸借しても、特に問題ないと思われま

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

御意見等ないようですので、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」につ

		しては、承認をしたいと思います。 御異議ございませんか。
委	員	異議なし。
議	長	ありがとうございました。それでは議案第４号につきましては、承認をすることといたします。 次に、報告第１号「農地法第４条の規定に係る会長専決処理について」、２件あります。 事務局より説明いたさせます。
議	長	
(加藤	武君)	
事	務	事務局 それでは、御説明いたします。 報告第１号「農地法第４条の規定に係る会長専決処理について」、２件ございます。 本件は、農地法第４条第１項第７号の規定に基づく届け出でございます。 申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、申請番号１番は住宅用地、申請番号２番は駐車場でございます。 以上でございます。
議	長	
(加藤	武君)	
8	番	ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。 はい、大口委員。
(大口	貴司君)	
議	長	申請番号１番の農地でございますが、現地を確認しております。特に問題はありませんでしたので、よろしくお願いいたします。
議	長	他にございませんか。 はい、乙幡委員。
(加藤	武君)	
2	番	申請番号２番の農地でございますが、現地を確認しております。現状は駐車場になっていました。特に問題はありませんでしたので、よろしくお願いいたします。
(乙幡	昇治君)	

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

次に、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、2件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、2件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、申請番号1番、2番共に住宅用地でございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、山田委員。

4番
(山田 伸一君)

申請番号1番の申請地につきまして、現地を確認しております。

特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございますか。

では、私から報告いたします。

申請番号2番の農地でございますが、現地を確認しております。

特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

他にございますか。

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第6回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午後 4 時 1 9 分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和 7 年 6 月 1 6 日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩